

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内

※ 以下に該当する世帯は対象となりません。

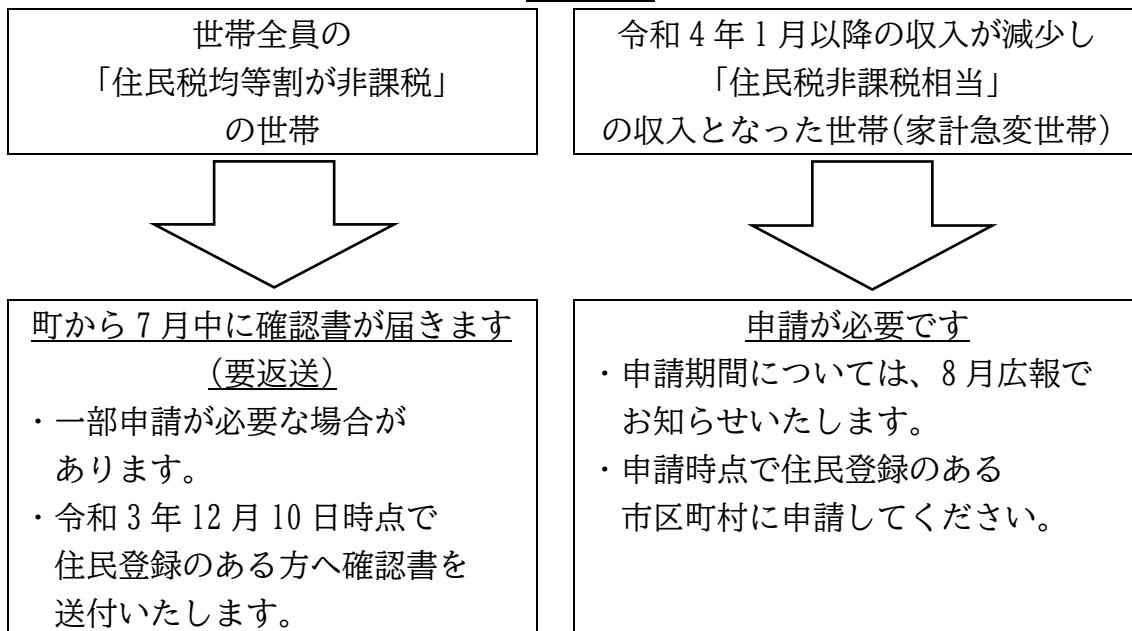
- ① 当該給付金を受給した世帯
- ② 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請等世帯

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額	給付金の支給時期
1世帯あたり10万円	町が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

### ■支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）



お問い合わせは、長寿社会課地域福祉係まで 022-357-7448